

○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）（抄）	1
○	道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三十三号）	4
○	道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）	6
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）	7
○	道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）	8
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	9
○	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）	10
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	11
○	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	12
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	13
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）	15
○	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）	18
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	19

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 参照条文

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）（抄）

（令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号。以下「令」という。）第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分		国の負担の割合
(一)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築（(二) から (五) まで及び次項に規定するものを除く。）	十分の五・五
(二)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で同条第一項各号のいずれかに該当するもの（(四) 及び (五) 並びに次項の表（二）及び（四）に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあつては十分の五・五）
(三)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十七号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下単に「離島振興対策実施地域」という。）内において行われるもの（(四) 並びに次項の表（三）及び（四）に規定するものを除く。）	十分の六
(四)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興対策実施地域内において行われるもののうち同条第一項各号のいずれかに該当するもの（次項の表（四）に規定するものを除く。）	十分の六に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあつては十分の六、調整指数が一・一七以上である場合にあつては十分の七）
(五)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内において行われるもののうち令第一条第一項各号のいずれかに該当するもの	十分の七

2 令第一条第二項に規定する一般国道の改築で特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十八号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分		調整指数		国の負担の割合	
(一)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築(二)から(四)まで及び前項の表(五)に規定するものを除く。	一以下である場合	十分の五・五	十分の七を当該調整指数で除して得た割合	十分の六・五
		一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六		
		一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五		
(二)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で同条第一項各号のいずれかに該当するもの(四)及び前項の表(五)に規定するものを除く。	一以下である場合	十分の五・五	十分の七を当該調整指数で除して得た割合	十分の六・五
		一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六		
		一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五		
(三)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興対策実施地域内において行われるもの(四)に規定するものを除く。	一以下である場合	十分の六	十分の七を当該調整指数で除して得た割合	十分の六・五
		一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六・五		
		一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の七		
(四)	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興対策実施地域内において行われるものうち同条第一項各号のいずれかに該当するもの	一以下である場合	十分の六	十分の七を当該調整指数で除して得た割合	十分の六・五
		一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六・五		
		一・一〇以上一・二五以下である場合	十分の七		

3 前二項の規定において「調整指数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により算定した数値(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。)をいう。

一 当該一般国道の改築を行う地方公共団体が都府県である場合

$$1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該一般国道の改築を行う都府県の財政力指数}) / (0.46 - \text{財政力指数が最小である都道府県の当該財政力指数})$$

二 当該一般国道の改築を行う地方公共団体が市町村である場合

$$1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該一般国道の改築を行う市町村の財政力指数}) / (0.46 - \text{財政力指数が最小である市町村の当該財政力指数})$$

4 前項各号の式において「財政力指数」とは、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)第二条第一項に規定する財政力指数をいう。

(令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件)

第二条 令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 一定の地域において一体として行われるものであること。
- 二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

(令第二条第一項の国土交通省令で定める要件)

第三条 令第二条第一項の国土交通省令で定める要件は、前条各号に掲げるものとする。

(令第三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める要件)

第四条 令第三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、第二条各号に掲げるものとする。

○ 道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三十二号）

（令第一条第一項の国土交通省令で定める要件）

第一条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 一定の地域において一体として行われるものであること。
- 二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

（令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

第二条 令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分	国の補助の割合
(一) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（(二)から(四)まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあつては十分の五・五）
(二) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で道の区域内において行われるもの（次項並びに第三項の表（二）及び（三）に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一・〇九以下である場合にあつては十分の六）
(三) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で沖縄県の区域内において行われるもの	十分の八
(四) 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内において行われるもの	十分の七

2 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下単に「離島振興対策実施地域」という。）内において行われるもの（次項の表（三）に規定するものを除く。）に要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる調整指数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

調整指数	国の補助の割合
一以下である場合	十分の六
一・〇一以上一・一六以下である場合	十分の六に当該調整指数を乗じて得た割合

一・一七以上一・二五以下である場合

十分の六に当該調整指数を乗じて得た割合（市町村が行う場合にあっては十分の七）

3 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十八号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分		調整指数	国の補助の割合
(一)	令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（(二)及び(三)並びに第一項の表(三)及び(四)に規定するものを除く。）	一以下である場合	十分の五・五
		一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六
		一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五
		一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七
(二)	令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で道の区域内において行われるもの（(三)に規定するものを除く。）	一・〇九以下である場合	十分の六
		一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五
		一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七
(三)	令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興対策実施地域内において行われるもの	一以下である場合	十分の六
		一・〇一以上一・〇九以下である場合	十分の六・五
		一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の七
		一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七・五（市町村が行う場合にあっては十分の七）

4 前三項の規定において「調整指数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により算定した数値（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。）をいう。

一 当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体が都道府県である場合

$$1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該都道府県道等の修繕を行う都道府県の財政力指数}) / (0.46 - \text{財政力指数が最小である都道府県の当該財政力指数})$$

二 当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体が市町村である場合

$$1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該都道府県道等の修繕を行う市町村の財政力指数}) / (0.46 - \text{財政力指数が最小である市町村の当該財政力指数})$$

5 前項各号の式において「財政力指数」とは、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する財政力指数をいう。

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件）

第十条 令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 一定の地域において一体として行われるものであること。
- 二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

（権限の委任）

第十一条 第四条の四の九第二号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第二条 平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

- 第一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）の修繕に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 前項の補助に関し、必要な事項は、政令で定める。

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道等の特例）

第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により国が道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で、維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で政令で定める割合以上の負担を行なう場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の権限の全部又は一部を行なうことができる。

3 前項の規定により国土交通大臣が道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村は、政令で定めるところにより、第四十九条の規定に基づき負担金を国庫に納付しなければならない。

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（設置）

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計
- 二 地震再保険特別会計
- 三 国債整理基金特別会計
- 四 財政投融资特別会計
- 五 外国為替資金特別会計
- 六 エネルギー対策特別会計
- 七 労働保険特別会計
- 八 年金特別会計
- 九 食料安定供給特別会計
- 十から十四まで 削除
- 十五 特許特別会計
- 十六 削除
- 十七 自動車安全特別会計
- 十八 東日本大震災復興特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

（目的）

第二百二十二条 東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合には、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 七の二 介護保険に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 九の二 医療に関する事務
- 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十一 結核の予防に関する事務
- 十二 土地区画整理事業に関する事務
- 十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受ける

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）

（国の負担の割合の特例）

第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うもののうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。

一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所の改築

四 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装

五 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項（第一号を除く。）に規定する交通安全施設等整備事業として行われるもの

2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。以下同じ。）で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するもののうち、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五以上十分の七以下の範囲内で当該一般国道の改築を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合とする。

一 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

3 一般国道の改築で、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの、次に掲げるもの（第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築

二 都市計画において定められた道路で舗装（第一項第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）がされているもの又は舗装がされていない道路に代わるべきものとして設ける道路で都市計画において定められたものについて行う改築（車道の幅員が十三メートル未満の道路

について行う改築で当該道路の車線の数を四以上としないものを除く。）

- 4 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるものうち、第一項各号に掲げるもの、第二項に規定するもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

（国の補助の割合の特例）

- 2 次に掲げる都府県道等（都府県道又は市町村道（道の区域内のものを除く。）をいう。以下同じ。）の改築で前条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道又は市道

二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都府県道等

- 2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 地域社会の中心となる都市（以下この号において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この号において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの

二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十条に規定する道路

- 3 前項の「少額改築」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

- 4 第二項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

（土地区画整理事業に係る国の負担の割合等の特例）

- 3 第三条 一般国道の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 第一条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築

二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を

満たすもの

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 前条第二項各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築

二 前号に規定する都府県道等以外の都府県道等のうち前条第一項各号に掲げるものの改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（補助額）

第一条 次に掲げる都道府県道等（都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。）の修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものに係る道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金（以下この条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に十分の五・五以上十分の七（当該都道府県道等の修繕が沖縄県の区域内で行われる場合にあつては十分の八、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる場合にあつては十分の七・五）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。

- 一 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道
 - 二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等
- 2 次に掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項に規定するもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一を乗じて得た額とする。
- 一 農業、林業、鉱業又は工業のための資源の有効かつ適切な開発及び利用のために必要と認められる都道府県道等
 - 二 市街地内の都道府県道等で自動車による定期的な貨客の運送が行われているもの
 - 三 主要な交通中心地を相互に連絡する都道府県道等
 - 四 前二号に掲げる都道府県道等に対する取付道路である都道府県道等

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助）

第三十四条の二の三 平成二十一年度以降九箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道が次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町村道
二 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

三 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

四 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の六）以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装

四 交通安全施設等整備事業として行われるもの

3 国は、道路管理者が道道又は道の区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）第二条の三に規定する事業に要する費用については、法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一（道路管理者が同令第四条に規定する通学路に該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事

業に要する費用については、その十分の五・五)をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。